

障害者活躍推進計画

機関名	高畠町農業委員会
任命権者	高畠町農業委員会 会長 島津好一
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
高畠町農業委員会における障害者雇用に関する課題	<p>高畠町農業委員会においては、常勤の職員が5名未満の小規模な機関であり、職員の募集・採用については、町長部局が行っており、町長部局からの職員の出向をもって人事配置を行っている。</p> <p>障がい者である職員が在籍してたこともあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。今後も町長部局と連携を図りながら、体制整備や取組みを進めていく。</p>
目標	
① 採用に関する目標	○ 町長部局との連携を図りながら、障害者雇用促進を目指す。
② 定着に関する目標	なし ※ 今後、障害者である職員の定着データを把握予定
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する。 ○ 障害者雇用推進者を中心に、広く職員の声を拾い上げ、体制づくりを進める。 ○ 推進体制は、定期的に更新を行う。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者からの相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく職務を遂行できるよう、今後検討を進めていく。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的環境整備については、町長部局と連携を図りながら公共施設整備計画に基づいた整備により環境整備を検討する。 ○ 新規に採用した障がい者については、定期的な面談により必

	<p>要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 町長部局との連携を図りながら、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 町長部局との連携を図りながら、個々の障がい者の状態や働き方に対応した制度・仕組みを検討する。 ○ 任期付きの職員等について、各機関における勤務経験も生かし、任期終了後においても引き続き公務内外で就労できるような支援を行う。 ○ 町長部局との連携を図りながら、本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○ 定期的な面談や声かけ等により、状況把握・体調把握を行う。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。